

(契約責任者)

第二十二條

当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。

- 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に良い、又は将来良うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

第六章 旅程管理

(旅程管理)

第二十三條

当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社が旅行者とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- 旅行者が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、募集型企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- 前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

(当社の指示)

第二十四條

旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。

(添乗員等の業務)

第二十五條

- 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者を同行させて第二十三條各号に掲げる業務その他当該募集型企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。
- 前項の添乗員その他の者が同項の業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時までとします。

(保護措置)

第二十六條

当社は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

第七章 責任

(当社の責任)

第二十七條

- 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第四条の規定に基づいて手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任にじます。ただし、損害発生の日から起算して二年以内（当社に対して通知があったときに限り）に限り、
- 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
 - 当社は、手荷物について生じた第一項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあつては十四日以内、海外旅行にあつては二十一日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者一名につき十五万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

(特別補償)

第二十八條

当社は、前条第一項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、別紙特別補償規程で定めるところにより、旅行者が募集型企画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

- 前項の損害について当社が前条第一項の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前項の補償金は、当該損害賠償金とみなします。
- 前項に規定する場合において、第一項の規定に基づく当社の補償金支払義務は、当社が前条第一項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金（前項の規定により損害賠償金をみなされる補償金を含みます。）に相当する額だけ縮減するものとします。
- 当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を受取して当社が実施する募集型企画旅行については、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。

(旅程保証)

第二十九條

当社は、別表第二上欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除きます。）を除きます。）が発生した場合は、旅行代金と同表下欄に記載する率を乗じた額以上の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して三十日以内（当社が）に支払います。ただし、当該変更について当社に第二十七條第一項の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

- 次に掲げる事由による変更
 - 天災地変
 - 戦乱
 - 暴動
 - 官公署の命令
 - 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - 当初の運行計画と異なる運送サービスの提供
 - 旅行参加者の生命又は身体への安全確保のための必要措置
- 第十六条から第十八条までの規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
- 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者一名に対して一募集型企画旅行につき旅行代金に十五%以上の当社が定める率を乗じた額を上限とします。また、旅行者一名に対して一募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- 当社が第一項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第二十七條第一項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、旅行者は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

(旅行者の責任)

第三十條

- 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。
- 旅行者は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときも、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

第八章 弁済業務保証金

(弁済業務保証金)

第三十一條

- 当社は、一般社団法人日本旅行業協会（東京都千代田区霞が関三丁目3番3号）の保証社員になっております。
- 当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の社団法人日本旅行業協会が供託している弁済業務保証金から7,000万円に達するまで弁済を受けることができます。
- 当社は、旅行業法第二十二條の第十一項の規定に基づき、社団法人日本旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第七條第一項に基づく「営業保証金は供託してありません。」

(苦情の申出)

旅行者は、当社との旅行業務に関する苦情について、当事者間で解決ができなかった場合は、下記の協会に、その解決について助力を求めするための申出をすることができます。

記

名称：一般社団法人日本旅行業協会
所在地：東京都千代田区霞が関三丁目3番3号
電話：(03) 3592-1266

当約款募集型企画旅行契約の部第三十一條 2項の弁済限度額は平成31年1月1日現在のものです。

別表第一 取消料（第十六條第一項関係）

一. 国内旅行に係る取消料

区分		取消料
(一) 次項以外の募集型企画旅行契約		
イ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあつては前日）に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ロ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%以内
ハ	旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ニ	旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ホ	旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100パーセント以内
(二) 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約		
		当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考		
(一) 取消料の金額は、契約書面に明示します。		
(二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規定第二条第三項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。		

二. 海外旅行に係る取消料

区分		取消料
(一) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約（次項に掲げる旅行契約を除く。）		
イ	旅行開始日がピーク時の旅行である場合であつて、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって四十日目に当たる日以降に解除するとき（ロから二までに掲げる場合を除く。）	旅行代金の10%以内
ロ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハおよびニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ハ	旅行開始日の前々日以降に解除する場合（二に掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ニ	旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(二) 貸切航空機を利用する募集型企画旅行契約		
イ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって九十日目に当たる日以降に解除する場合（ロから二に掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ロ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって三十日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ハ	旅行開始日の前日（前日）から起算してさかのぼって二十日目に当たる日以降に解除する場合	旅行代金の80%以内
ニ	旅行開始日の前日（前日）から起算してさかのぼって三日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(三) 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約		
		当該船舶に係る取消料の規定によります。
注 「ピーク時」とは、十二月二十日から一月七日まで、四月二十七日から五月六日まで及び七月二十日から八月三十一日までをいいます。		
備考		
(一) 取消料の金額は契約書面に明示します。		
(二) 本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第二条第三項に規程する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。		

別表第二 変更補償金（第二十九條第一項関係）

	変更保証金の支払が必要となる変更	一件あたりの率（%）	
		旅行開始前	旅行開始後
一	契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5	3.0
二	計略書面に記載した入場する観光地または観光施設（レストランを含みます）その他の旅行の目的地的変更	1.0	2.0
三	契約書面に記載した運送期間の等級又は設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り（ます）	1.0	2.0
四	契約書面に記載した運送機関の種類又は会社の変更	1.0	2.0
五	契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
六	契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
七	契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
八	契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
九	前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注五 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車等又は一泊につき一件として取り扱います。

注六 第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。

- 2 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しても、損害補償金を支払いません。

- 一、 地震、噴火又は津波
- 二、 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(損害補償金を支払わない場合—その二)

第十七条の二

当社は、旅行者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、損害補償金を支払わないことがあります。

- 一、 反社会的勢力に該当すると認められること。
- 二、 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- 三、 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- 四、 法人である場合において、反社会的勢力がその法人を支配し、又はその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- 五、 その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(補償対象品及びその範囲)

第十八条

補償対象品は、旅行者が企画旅行参加中に携帯するその所有の身の回り品に限ります。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補償対象品に含まれません。
 - 一、 現金、小切手その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの
 - 二、 クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポートその他これらに準ずるもの
 - 三、 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、シーディー・ロム、光ディスク等情報機器（コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器）で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含まず。）
 - 四、 船舶（ヨット、モーターボート及びボートを含みます。）及び自動車、原動機付自転車及びこれらの付属品
 - 五、 山岳登山用具、探検用具その他これらに類するもの
 - 六、 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの
 - 七、 動物及び植物
 - 八、 その他当社があらかじめ指定するもの

(損害額及び損害補償金の支払額)

第十九条

当社が損害補償金を支払うべき損害の額（以下「損害額」といいます。）は、その損害が生じた地及び時における補償対象品の価額又は補償対象品を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費及び次条第三項の費用の合計額のいずれか低い方の金額を基準として定めます。

- 2 補償対象品の一個又は一对についての損害額が十万円を超えるときは、当社は、そのものの損害の額を十万円とみなして前項の規定を適用します。
- 3 当社が支払うべき損害補償金の額は、旅行者一名に対して一企画旅行につき十五万円をもって限度とします。ただし、損害額が旅行者一名について一回の事故につき三十万円を超えない場合は、当社は、損害補償金を支払いません。

(損害の防止等)

第二十条

旅行者は、補償対象品について第十六条に規定する損害が発生したことを知ったときは、次の事項を履行しなければなりません。

- 一、 損害の防止軽減に努めること。
- 二、 損害の程度、原因となった事故の概要及び旅行者が損害を被った補償対象品についての保険契約の有無を、遅滞なく当社に通知すること。
- 三、 旅行者が他人から損害の賠償を受けることができる場合は、その権利の行使について必要な手続をとること。
- 2 当社は、旅行者が正当な理由なく前項第一号に違反したときは、防止軽減することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなし、同項第二号に違反したときは、損害補償金を支払わず、また、同項第三号に違反したときは、取得すべき権利の行使によって受けることができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。
- 3 当社は、次に掲げる費用を支払います。
 - 一、 第一項第一号に規定する損害の防止軽減のために要した費用のうち当社が必要又は有益であったと認められたもの
 - 二、 第一項第三号に規定する手続のために必要な費用

(損害補償金の請求)

第二十一条

旅行者は、損害補償金の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の損害補償金請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。

- 一、 警察署又はこれに代わるべき第三者の事故証明書
- 二、 補償対象品の損害の程度を証明する書類
- 三、 その他当社の要求する書類
- 2 旅行者が前項の規定に違反したとき又は提出書類につき故意に不実のことを表示し、又はその書類を偽造若しくは変造したとき（第三者をたざざめたときも、同様とします。）は、当社は、損害補償金を支払いません。

(保険契約がある場合)

第二十二条

第十六条の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。

(代位)

第二十三条

当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移転します。

別表第一（第五条第一号関係）

山岳登山（ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）リュージュボブスレスカイドアビングハンタグライダー搭乗超軽量動力機（モーターハンタグライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

別表第二（第七条第一項、第三項及び第四項関係）

- 一、 眼の障害
 - (一) 両眼が失明したとき。100%
 - (二) 一眼が失明したとき。60%
 - (三) 一眼の矯正視力が〇・六以下となったとき。5%
 - (四) 一眼の視野狭窄（さく）（正常視野の角度の合計の六〇％以下となった場合をいう。）となったとき。5%
 - 二、 耳の障害
 - (一) 両耳の聴力を全く失ったとき。80%
 - (二) 一耳の聴力を全く失ったとき。30%
 - (三) 一耳の聴力が五〇センチメートル以上では通常の話声を解せないとき。5%
 - 三、 鼻の障害
 - 四、 鼻の機能に著しい障害を残すとき。20%
そしゃく、言語の障害
 - (一) そしゃく又は言語の機能を全く廃したとき。100%
 - (二) そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すとき。35%
 - (三) そしゃく又は言語の機能に障害を残すとき。15%
 - (四) 歯に五本以上の欠損を生じたとき。5%
 - 五、 外貌（ぼう）（顔面・頭部・頸（けい）部をいう。）の醜状
 - (一) 外貌（ぼう）に著しい醜状を残すとき。15%
 - (二) 外貌（ぼう）に醜状（顔面においては直径二センチメートルの瘢痕（はんこん）、長さ三センチメートルの線状痕（こん）程度をいう。）を残すとき。3%
 - 六、 脊（せき）柱の障害
 - (一) 脊（せき）柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき。40%
 - (二) 脊（せき）柱に運動障害を残すとき。30%
 - (三) 脊（せき）柱に奇形を残すとき。15%
 - 七、 腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害
 - (一) 一腕又は一腿を失ったとき。60%
 - (二) 一腕又は一腿の三大関節中の二関節又は三関節の機能を全く廃したとき。50%
 - (三) 一腕又は一腿の三大関節中の一関節の機能を全く廃したとき。35%
 - (四) 一腕又は一腿の機能に障害を残すとき。5%
 - 八、 手指の障害
 - (一) 一手の母指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき。20%
 - (二) 一手の母指の機能に著しい障害を残すとき。15%
 - (三) 母指以外の一指を第一指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき。8%
 - (四) 母指以外の一指の機能に著しい障害を残すとき。5%
 - 九、 足指の障害
 - (一) 一足の第一足指を趾（し）関節（指節間関節）以上で失ったとき。10%
 - (二) 一足の第一足指の機能に著しい障害を残すとき。8%
 - (三) 第一足指以外の一足指を第二趾（し）関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき。5%
 - (四) 第一足指以外の一足指の機能に著しい障害を残すとき。3%
 - 十、 その他身体の著しい障害により終身自用を弁することができないとき。100%
- 注、 第七号、第八号及び第九号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。

別表第三（第八条第二項関係）

- 一、 両眼の矯正視力が〇・〇六以下になっていること。
- 二、 そしゃく又は言語の機能を失っていること。
- 三、 両耳の聴力を失っていること。
- 四、 両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること。
- 五、 一下肢の機能を失っていること。

- 六、 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
 - 七、 神経系統又は精神の障害のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
 - 八、 その他上記部位の合併障害等のため身体の自由が主に摂食、洗面等の起居動作に限られていること。
- 注、 第四号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。

2019年1月1日

住所 石川県金沢市入江 2-88

会社名 ツアーシステム株式会社

代表者名 代表取締役 堂井康史